

議案第5号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 日進市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げる。

区分		単価	
		改正後	改正前
選挙運動用自動車の使用	自動車借入れ	15,800円	15,300円
	燃料費	7,560円	7,350円
選挙運動用ポスターの作成	印刷費(1枚当たり)	525円6銭	510円48銭
	企画費	185,143円	180,000円

(2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営
 に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成9年日進市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約締結の届出)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、日進市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者(以下「<u>ポスター作成業者</u>」という。)との間におけるポスターの作成に関する有償契約</p> <p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 日進市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日におい</p>	<p>(契約締結の届出)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、日進市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約</p> <p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 日進市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日におい</p>

て自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

2 略

(ポスターの作成の公費の支払)

第5条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に185,143円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター

て自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

2 略

(ポスターの作成の公費の支払)

第5条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に18万円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における

掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

ポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。